

公害・環境

日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース

2005.10 No. 33

CONTENTS

リレー寄稿 実務家教員奮闘記 ……	1
アスベストパニックの今後 ……	2
米海軍横須賀基地石綿じん肺訴訟について ……	3
保育園児のアスベスト曝露に 関する損害賠償請求事件について ……	4
操業中焼却炉に対する差止判決 ……	5
水戸市全隈町の産廃処分場 建設差止判決について ……	7
意見書の紹介 ……	8
化学物質過敏症に関する提言 アスベスト被害の早期救済と恒久対 策を求める決議 催事のお知らせ シンポジウム「河川管理と住民参加」	

リレー寄稿 実務家教員奮闘記

～ロースクールで環境法を教える～ その1

日本大学大学院法務研究科での環境法教育の現状と課題について …環境法教育の可能性と新司法試験への不安…

佐藤 泉（化学物質部会委員／日本大学大学院法務研究科教員）

1 環境法関連の科目内容

日大ロースクールでは、環境法関連の科目は、「環境学概論」、「環境と社会活動」、「環境と法Ⅰ・Ⅱ」、「都市環境法Ⅰ・Ⅱ」、の6科目12単位が設置されています。他のロースクールに比べて、環境法としてはかなり充実した科目数です。このうち、私が担当している科目は、「環境と法Ⅰ、Ⅱ」であり、温暖化対策・企業の環境対策が専門の小林紀之教授、森林生態系が専門の木平勇吉教授、河川・水資源が専門の岡本雅美講師とのオムニバス形式で授業を行っています。当初は、生態系や森林・河川管理等の実務的な体系とトピックを大きく取り入れて、私が法政策や現行法の課題などを補足する方法で、オムニバスを進行する予定でした。しかし、環境法が新司法試験の選択科目になったことから、基本書及び百選を中心として、基礎的な知識を網羅的に理解できるよう

に、授業内容を多少変更しています。

2 授業の内容

私は、ロースクールの実務家教員を引き受けた段階では、自然科学系の教授達のお手伝いと気楽に考えていました。しかし、授業の準備のため基本書（大塚直氏著「環境法」）を読み始めて、あらためて環境法を網羅的に勉強することの難しさを実感しました。公害問題から環境ビジネスまで、また民事法・刑事法・行政法等分野が広いうえ、立法や改正が頻繁なため、どこまでやっても分らないのです。特に行政事件は、行政事件訴訟法の改正直後でもあり、受講生の方が詳しいという怖さもありました。しかし、考えてみれば、民法・商法・刑法も、すべて現役受験生の方が最新の知識に接していることは当たり前です。環境法を体系的に教えるということは新しい試みなので、所詮自分の力以上のことは出来ないという割り切って考えるこ

としました。

実務家教員に求められているのは、現場感覚と司法試験の経験ではないでしょうか。そこで、法律相談を受ける際のヒヤリング事項、条文のチェック、戦略と訴状の構成という筋道を環境問題に応用するような事例を課題に出して、学生に授業の予習をしてもらっています。また、論文試験を書く参考として、まず答案構成により体系的かつ網羅的な理解を示すこと、記述においては論点に飛びつかず立法趣旨や改正の経緯を表現することを、繰り返し強調しています。日大では、自然科学系の教授陣が、生態系影響や公共工事の問題点について科学的な説明をしてくれますので、単なる法律の解説にならず、とてもよいと思っています。

3 今後の課題

各大学がロースクールについては独自の方針を出し、新しい法曹教育を目指しています。しかし、勉強す



学生と東京都中央防波堤最終処分場にて

る分野があまりに広く、また試験の不安もあるため、学生にとって負担になりすぎているように思います。

環境法についても、もっと開発規制・自然保護の分野を増やして、持続可能性の本質を探りたいという気

持ちもありますが、一方で森林法・河川法・農地法などまで新司法試験の対象にしたら選択する学生はなくなってしまおうという気もします。ロースクール制度自体が安定するには、まだ数年かかると思います。まず、私が勉強させてもらおうというつもりで、試行錯誤をしています。

ロースクールの教員は、現実にはかなり孤独で、新司法試験への対応について情報を求めていると思います。当委員会の環境法部会が、教員相互のネットワークを支援して、勉強会などを開催していることはとても意義があることだと思います。

アスベストパニックの今後—日本最大の公害問題の解決を

中地 重晴（環境監視研究所）

アスベストパニックのような事態が起きています。クボタ(株)が1957年から75年にかけて、青石綿を原料に水道用石綿セメント管を製造していた旧神崎工場周辺の住民3名に見舞金をおくったこと、従業員75名の死亡を公表したことがきっかけです。その後、周辺住民21名の被害が明らかになりました。

兵庫県と環境省が同社を調査し、連日のように、アスベストと労働者や住民の健康被害の関係を報道しました。行政や企業に対し、市民からの問い合わせや苦情が殺到しました。事態を重くみた国が2008年を目途にアスベストの全面禁止を約束し、被害の実態把握や過去の施策の検証を始めました。

日本では、86年に米海軍の空母の改修工事で、初めて社会問題化しました。筆者は、87年に始まる学校施設の吹き付けアスベスト除去問題から関わっていますが、昨年世界アス

ベスト東京会議（日弁連後援）で、被害が報告されても、注目されなかったのに、マスコミの影響に驚いています。

石綿（アスベスト）は、天然の繊維状鉱物で、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）の3種類が、紡織性や耐熱、耐薬品性、電気絶縁性などの特性を利用して、約3000種類の工業製品に使用されてきました。

国内ではほとんど産出せず、60年代から使用量が増加し、年間20～30万トンが輸入され、総輸入量は約1000万トンにのぼります。86年に青石綿及び石綿の吹き付け作業の禁止と可能な限りの代替化を求めたILO条約が採択されました。ヨーロッパでは、83年のアイスランドを皮切りに各国で使用禁止が続き、EUは2005年1月より使用を禁止しました。昨年10月、日本ではアスベスト建材など10品目についての使用が原

則禁止されました。

アスベストがひき起こす健康障害には、石綿の埃を大量に吸い込むことによるアスベスト肺と呼ばれる塵肺と、より低濃度で発症する肺がん、胸膜や腹膜にできるがん、悪性中皮腫があります。初曝露から三十年前後の潜伏期間があること、有効な治療法もなく、治りにくいという特徴があります。

年間100人以下だった悪性中皮腫の死亡件数が、使用量が増加した60年頃から約30年遅れて、90年頃から増加し、2003年には800人を超えました。2035年には年間約4000人近くに増加し、2040年までに約10万人に達すると予想され、化学物質による健康被害として、水俣病を上回る日本最大の公害被害といえます。

石綿製品製造業の外、石綿製品を使用する労働者が、最近6年間に383事業場で531人労災認定されていますが、氷山の一角です。それ以外



老朽化した吹き付けアスベスト（青石綿）

にも、アスベスト工場で働いていた夫の作業服を洗濯した家族曝露や石綿製造工場周辺の居住や吹き付けアスベストのある建物での居住などによる環境曝露による被害が増加すると予想されています。

国は89年に大気汚染防止法で排出基準を定めながら、96年からは環境モニタリングを中止し、アスベスト

汚染の実態把握を怠っていたことが明らかになりました。被害者の救済という点では、今回の報道で、自らの悪性中皮腫や肺がんと職業性曝露に気づいた労働者や家族が労災申請しても、発症後2年から5年の時効によって補償をうけられないという時間の壁が明らかになりました。また、アスベスト工場周辺の環境曝露

の被害者に公的補償をするには、認定方法や法制度を見直す必要があります。

環境曝露による被害を防止するには、建物内の飛散しやすい吹き付けアスベストの除去が不可欠です。アスベスト建材については、リフォームや解体時の飛散防止のために、使用表示や警告が必要です。廃棄物となった場合、飛散しないように処理、処分することも重要となってきます。

これらの問題を解決するには、被害者の補償から環境汚染防止まで総合的なアスベスト対策基本法の制定が必要だと考え、今までアスベスト問題に関わってきた人々と議論し、ダイオキシン環境ホルモン対策国民会議として、立法化の提言をとりまとめ、9月21日国に提出しました。

米海軍横須賀基地石綿じん肺訴訟について

古川 武志（横浜弁護士会）

1 事件の概要

東京湾の入口にある米海軍横須賀基地は、敗戦前の日本海軍の基地をそのまま引き継いで米海軍が利用しています。日本海軍時代の海軍工廠は、戦後、工廠出身者を中心に米海軍の艦船修理廠として再編され、航空母艦から小型の上陸用舟艇まであらゆる米海軍の艦船の修理に携わってきました。

軍用艦は、民間の船と違い、敵の攻撃を受けることを想定して造られるので、艦内は、防火のために、大量の石綿（アスベスト）が使われています。ところが米海軍は、1978年11月まで、石綿粉塵対策を全くとらなかったため、修理工を中心に、石綿肺（石綿によるじん肺）等の患者が、多数出るにいたりしました。

2 裁判の経緯

米軍基地従業員は、日本政府が雇用して米軍が使用するという特殊な雇用形式であり、かつ、日米地位協定と民事特別法で米軍の不法行為責任追及の裁判は、国が被告となる、とされているため、安全配慮義務違反、不法行為とも被告は国となります。

1999年7月7日、第1次訴訟提訴。2002年10月7日、1審判決、時効対象者3名も権利濫用で救済し、患者単位12名全員勝訴。この画期的判決が、事案全体の早期解決の最大の力となりました。判決は、被告の「対策推進義務」の懈怠を厳しく指摘。被告の国は、その詳細な説示に反論不能と考えたのか「今回の判決を真摯に受け止め、雇用主として反省し…」という異例の防衛施設庁長官談

話を発表し、時効対象者3名以外の控訴を断念し、9名については判決が確定。これは予想外のことで説得力ある判決の持つ力を見る思いがしました。しかし、時効対象者については控訴され、翌2003年5月27日、東京高裁は時効主張の権利濫用を認めず、控訴された3名が逆転敗訴、上告受理申し立てをするも、最高裁は、2004年4月8日、上告不受理決定。

一方、第2次訴訟は、2002年5月30日提訴、2004年11月1日、時効対象者1名につき取り下げ、他の患者単位21名につき和解成立。

第3次訴訟は、2003年7月7日提訴、2005年5月30日、患者単位11名全員につき和解成立。

判決・和解の慰謝料の賠償水準は、管理2合併症1400万円、管理3

合併症1800万円、死亡2500万円とじん肺訴訟の中では最高水準でした。第2次訴訟以降、被告が減額を求めたにもかかわらず、慰謝料の水準を第1次の判決の認定額からおとさず、早期に和解できたのは、第2次訴訟の和解案を作成した担当裁判官が被告に対し、被害実態を見据えて断固たる姿勢を貫いたことが大きく寄与しました。

3 アスベスト被害の実態

敗訴や取り下げた者も含めると第1次から第3次の被災者は合計46名。被害の実態を分析すると、石綿じん肺の所見のある者は、管理2が37名（うち1名は、それが原因で死亡）、管理3が2名（うち1名は、それが原因で死亡）、管理4が4名（うち1名は、それが原因で死亡）の合計43名です。このうち石綿肺に

合併して中皮腫に罹患した者が1名（死亡）、肺ガンに罹患した者が5名（うち3名が死亡）います。

石綿じん肺の所見のある者のうち実に約14パーセントが肺ガン、中皮腫となっているのです。じん肺所見のない3名は、いずれも肺ガン（全員死亡）です。確かに、肺ガンは多い、というのが実感です。

被災者の職種は、ボイラー関係12名、タービン関係8名、板金工7名、船殻工4名、船大工4名、溶接工3名など現場の修理工が多いですが、管理者として修理船内を見回っていた者、アスベスト専用倉庫の管理をしていた者、運転手として運搬に携わっていた者なども被災者となっています。ともかく修理船や倉庫に一定時間入っていた者は、直接作業していなくとも被災しています。

4 アスベスト廃絶運動の一環として

アスベスト廃絶運動は、横須賀から始まりました。1982年5月横須賀共済病院の医師が、横須賀の造船、艦船修理関係者に石綿肺ガンが多いことを発表、1987年には横須賀で空母ミッドウェイのアスベスト廃棄物が不法投棄されていることが判明、社会問題となり、これらが、その後の地道な運動のきっかけとなりました。この訴訟も、アスベスト廃絶運動の一環として取り組み、「じん肺」に「石綿」を冠した名称にしました。この訴訟の進行の過程の2003年12月には「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」を立ち上げることができ、更に2004年11月には「世界アスベスト東京会議」も開くことができました。アスベスト廃絶運動全体にも幾分かの寄与ができたと思います。

保育園児のアスベスト曝露に関する損害賠償請求事件について

—建物改修での多量なアスベスト曝露とリスクコミュニケーション—

牛島 聡美（環境法部会委員）

この裁判は、アスベスト曝露被害者が未発病の段階で、加害者による謝罪と損害賠償的な和解金支払いが認められたケースです。

1 1999年7月、文京区保育園で、

0歳児定員を増やすため、0歳児室を拡張し、1歳児室を縮める改修工事が行われました。この際、区は業者らに養生などの措置を取らずに、鉄骨に吹き付けられたアスベスト

（青石綿を多く含む）約15万cm³を剥落させ、さらに、アスベスト含有の天井仕上げ材を壊し、掃き掃除をするなどして、アスベストを巻き上げました。

2 大気汚染防止法での工場等の敷地境界でのアスベスト濃度が10本/ℓとされるところ、その後の区のシミュレーションによれば、環境濃度は瞬時に36000本/ℓにもなり、園児達の曝露した濃度は、10時間平均約3000本/ℓ、または、約5000本/ℓ程度（2種類のシミュレーションにより差異がある）（「文京区立さしがや保育園アスベストばく露による



鉄骨に直接吹き付けられていたアスベスト

健康対策等検討委員会報告書」平成15年12月、同委員会、文京区のホームページからダウンロード可能。
<http://www.city.bunkyo.lg.jp/kusei/hoiku/sasigaya.html>。

3 2003年1月、アスベストに環境曝露した未発病の児童とその保護者らが、加害者である文京区と施工会社に謝罪と損害賠償(経済的損害や慰謝料)を請求する訴訟を起こしました。

裁判では、①東京大気中のアスベストによる一般人の生涯における発ガンリスクと同程度のリスク上昇が、約20日程度の工事によってもたらされたこと(10万人に6人程度)、②故意または重過失と言いうるべき様な状態であったこと(設計図書にアスベストの商品名が記載されていたこと、建物の建設年次から当然アスベストが使われていたことが推定されたこと、保護者等が工事数ヶ月前から再三にわたって警告をしたに

もかわらず、養生措置をしない予算しかつげなかったこと)が明らかになりました。

裁判所は、未発病の場合でも、生涯リスクが高まり、将来の健康診断を受ける必要が生じたことは現に生じた損害であることを重視して、かつ、金銭以外を含む全面的解決のための和解を勧めました。

4 2004年4月の和解概要は次のとおりです。①区が原告を含む全児童と全保護者らに対する謝罪をし、②区らによる原告となった児童・保護者等に対する和解金を支払い(総額300万円。そのうちには、児童1人当たり10万円の見舞金も含まれていた。)、③健康対策のための健康診断や、万一今回の事件に起因して発病した場合、その治療費の支払いについても区が負担する、④区有施設の建物からのアスベストの除去を早期に進めるとともに、民間の建築物の

解体・改修の際に、行政としてアスベストの存否や施行方法についての指導を積極的に行う。

なお、和解後の現在、原告とならなかった児童・保護者等と文京区との間でも、和解内容を考慮しつつ、全児童に対する見舞金支払いを含む、協定や要綱や条例の策定を検討しています。

5 この裁判が、今後、日本でピークを迎えるアスベスト含有建築物の解体・改修にあたって、養生などの措置に費用をかけることの方が経済的にも社会的信用の面でも見合うという考えを根付かせ、アスベスト飛散を未然に防止することにつながることを望んでいます。

また、アスベスト公害を防ぐべく、施設利用者や近隣住民とのリスクコミュニケーションを可能とし、アスベスト情報を事前に知らせる仕組みが必要であると感じます。

操業中焼却炉に対する差止判決

松村 文夫(長野県弁護士会)

1 1991年以来操業され続けた産廃用焼却炉に対して、東京高裁は本年4月28日操業を差止める判決を言い渡しました。

建設前あるいは操業前の焼却炉に対して建設あるいは操業を禁止する仮処分決定は、全国各地であります。これ程長年にわたって操業されている焼却炉に対して判決で差止めするのは、全国で初めてではないかと思えます。

2 本件は、操業前から周辺部落あげて反対運動がなされ、保健所等に対してくり返し陳述がなされてきました。

業者は、自営の建築解体からの廃材を焼却すると称して何らの許

可・届出もせず大型焼却炉での焼却をしており、1994年には収集運搬許可を取得して、各地の建築現場・工場敷地にコンテナを置いて収集したもので焼却し始めました。しかし、焼却等の処理業の許可は得ておりませんでした。

保健所等が業者に対して及び腰の対応しかしないために、住民180名が2000年6月長野地裁飯田支部に提訴しました。

3 飯田支部は、2年半に弁論11回、検証・証人調5回を開いて、2003年4月22日操業差止の判決を言い渡しました。

業者側が控訴して東京高裁第14民事部に係属し、弁論8回、進行

協議4回を経て、2005年(平成17年)4月28日業者の控訴を棄却する判決を言い渡しました。業者側は上告しております。

4 操業前の仮処分事件では、ダイオキシンを排出するおそれがあるとか、生命・健康侵害のおそれがあると主張し、立証すれば足りておりましたが、長年操業を差止めとなると、危険性では足りず、現実に発生していることの立証まで求められます。

いかなる程度にまで立証しなければならぬのか、そのためにはいかなる事実を立証すれば足りるのかについて苦労しました。

それがうまく行ったことになり

ますが、最初から証拠が揃っていたわけではなく、多くの住民が必死に努力した結果集めることができたものです。

5 ダイオキシン類は微量で生命を侵害する程に毒性が強いだけに、それを測定するのは困難です。居住地での測定は、風向、風速等により1万倍もばらつきがあり、長期間、頻繁に行わなければならない、経済負担からして住民側では不可能です。

最も簡便なのは焼却炉の煙突に測定装置をつける方法ですが、これでは業者に抜き打ちで行うことができません。

本件では、このような方法で測定したとして業者側から数回にわたる測定結果が提出されましたが、いずれも規制値未満でした。即ち、本件では、規制値を超えた測定結果は証拠としては提出されていません。

一審判決は、測定値は測定時点での数値に過ぎないとして、業者の法令無視の姿勢からして超過している可能性もあると判示しました。

控訴審で業者側が提出した測定の時に偶然にも、対岸の丘から住民が焼却炉煙突から排出される排煙の状態を望遠レンズで撮影し続けておりました。それによると、高裁判決でも認定したように、「測定前には相当量の排煙が出ているのに、測定のころには際立って排煙の量が減少し、測定後また大量に煙がでている」のでした。

これは、業者が測定時に焼却量を減らしてダイオキシン類の排出を抑える操作を加えて測定していたことを示すものでした。高裁判決も、「被控訴人らがこれを控訴人が有利な測定結果を得るために意図的に燃焼方法を操作していると主張するのを一概に否定するこ

とはできない」と判断しました。

その結果、高裁判決は、「規制値を超えてダイオキシン類を含む排煙が流出する恐れが相当に高いと考えられる」と判示しました。

6 次に健康被害ですが、ダイオキシンによる癌が多発していることなどが現在発生しているわけではありません。

しかし、「風邪をひきやすくなった」とか、「せきがよく出る」「鼻水がよく出る」など26項目にわたって住民アンケートを集めました。

その結果、焼却炉からは遠く離れているのに、気流に乗って山越えて排煙がよく流れて来る地域に愁訴率が高いことが判明しました。

高裁判決は、「健康被害は現時点では必ずしも深刻な状態に至っていないとはいえ現に生じており」と認定しました。

即ち、健康被害についても単に「危険性」ではなく、現実化していることを認定したのです。

7 この健康被害がいかなる化学物質によるものかは主張しませんでした。

しかし、高裁判決は、「ダイオキシン類の影響が明らかでないとしても、本件施設からの排煙が被控訴人らに到達し、それが主たる原因となって既に上記の被控訴人らの健康被害ないしその兆候として表れる程度となっているのであり」と判示し、必ずしも原因物質の特定・程度を求めています。

8 差止の必要性のところでは、高裁判決は、業者が公法上の規制を遵守する意識に欠けて操業を続けてきたこと、住民が将来も引き続き暴露すれば深刻な健康被害が生ずるおそれがあることをあげ、一定の公共性が認められるとしても営利目的で私企業が操業する本件施設からの排煙による健康被害を



立ち会いの県職員が到着前（8時40分）
煙はもうもうとでている。



県職員が到着した。（9時40分）
煙が減少した。焼却量を減少させる。



測定開始10時50分
煙はほとんど見えない。



翌1月25日9時15分
立ち会いも測定も無い。煙はもうもうと立ち上がる。

受忍すべきものとは認められないと結んでいます。

住民側が苦勞してねばり強く付近の山腹から違法な焼却状況を撮り続けたビデオ・写真を積み重ねた成果を裁判所も丁寧に認定したのでした。

水戸市全隈町の産廃処分場建設差止判決について

坂本 博之（茨城県弁護士会）

1 2005年7月19日、水戸地裁民事第2部において、水戸市全隈町安定型産廃処分場の建設差止を認める判決が出されました。本訴で、ゴミ最終処分場の建設差止が認容されたのは、全国でも3例目になると思います。

2 この処分場は、いわゆる谷津田に堰堤を築いてせき止め、その内側にゴミを埋めるという計画です。また、安定型処分場ではありますが、堰堤の内側に遮水シートを張り、処分場内に溜まった水は場外に漏出させないという計画です。処分場予定地のすぐ下に田野川という小川が流れ、その小川は、約4km下流で那珂川という1級河川と合流します。そして、その合流点から約350m下流に、水戸市水道の取水口があります。この事件の原告たちは、この水道水を利用する多くの市民たちです。

3 裁判に至るまでには、次のような経過をたどりました。

1996年12月、茨城県知事により不許可処分→直ちに業者が厚生省（当時）に不服審査申立→1997年12月、厚生大臣による上記不許可処分取消→1998年1月、茨城県知事により許可→同年4月、市民ら、建設差止仮処分申立→1998年3月、建設差止を認める仮処分決定→業者から起訴命令申立→同年5月、本件訴訟提訴。

4 この裁判は、提訴から判決まで約6年を経過しました。その間、また、2003年3月には、現地進行協議期日を行いました。予定地内でイノ

シシが泥浴びをした跡が確認され、湧水の中にはトウキョウサンショウウオの卵塊がいくつもありました。裁判官も、水戸市の郊外にこれだけ良好な環境が保全されているのだという印象を強く持ったのではないかと思います。また、ゴミ問題に詳しい長野大学講師・関口鉄夫さんに証人となってもらいました。そうして、2004年4月に、一旦結審しました。判決予定は、同年7月となりました。

ところが、その後間もなく、裁判所の希望で、弁論が再開されました。両陪席が変わったばかりで、事件の内容がよく分からないということのようでした。

第一に、改めて、現地検証が行われました。今度は、確実に後に証拠を残すために、検証という手続きが取られました。同年10月、検証の当日は雨でした。しかし、この雨が幸いして、田野川から合流した泥水が、那珂川の水と混ざらないうちに取水口に吸い込まれていくのがハッキリ確認できました。

第二に、ゴミの分別が現実にとどのように行われているかを聞くため、県の廃棄物対策課の人の証人尋問をしました。行政は、十分な監視ができていないこと、ゴミの分別は完全にはなされていないことを明らかにすることができました。こうして、約1年の延長戦の後、2005年3月、2度目の結審をしました。

5 判決の内容は、いくつかの点で、画期的なものでした。

第一に、「健康な生活を営む基礎として、安全性の確保された水道水の供給を受ける権利を享受することは、国民に法的に保障された権利である」として、いわゆる浄水享受権を明確に認めたことです。

第二に、搬入・廃棄されるゴミの「有害性」が合理的に疑われ、「有害物質」の漏出が高度の蓋然性をもって立証されれば、法的因果予測の面の証明はあったというべきであり、その後は業者の方で当該処分場に「有害物質」が搬入・廃棄されることはないこと、「有害物質」が処分場外に漏出しないことを立証しなければならないとして、立証責任の転換を明確に認めたことです。

第三に、「人に対する安全性が確認されておらず、他の生態に対して悪影響を及ぼすことが確認されている物質は「有害物質」と評価すべきである」として、「有害物質」に厳格な科学的証明を求めなかったことです。

第四に、水道水の汚染を理由として、処分場の建設差止を認めたことです。

第五に、遮水シートの問題点を鋭く指摘している点です。

非常に高い水準の判決であると評価できると思います。

6 業者は東京高裁に控訴をしました。私たちは、高裁でも、この判決が後退させられることのないように、鋭意闘って行きたいと思っています。

意見書の紹介 化学物質過敏症に関する提言

日弁連は、8月26日、「化学物質過敏症に関する提言」を採択し、厚生労働省、国土交通省、環境省等に提出しました。

化学物質過敏症の問題は、シックハウス症候群やシックスクールといった健康被害などとして社会問題化していますが、行政上・立法上の対応は十分ではなく、司法的な救済も十分に得られていません。提言書では、この問題について、まず被害実態の十分な調査を求めるとともに、事前の措置としての規制の強化、事後の措置としての救済体制の整備を提言し、最後に総合的な化学物質対策の必要性を訴えています。

(本文は、http://www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/sytyou/iken/05/2005_54.htmlをご参照下さい)

意見書の紹介 アスベスト被害の早期救済と恒久対策を求める決議

近畿弁護士会連合会は、9月14日、「アスベスト被害の早期救済と恒久対策を求める決議」を採択し、内閣府、厚生労働省、国土交通省、環境省等に提出しました。

尼崎市の大手機械メーカーの元従業員や周辺住民らが中皮腫や肺ガンなどアスベストに起因すると考えられる疾患によって死亡していたことが明らかになったことを契機に、アスベストによる健康被害の問題が取り上げられています。近畿弁護士会連合会では、1995年に、阪神・淡路大震災後の倒壊建物の解体工事に際して、アスベスト飛散防止や作業員・住民のマスク着用の徹底と健康管理、アスベストを原則禁止するアスベスト規制法の制定を提言していますが、本決議では、現在検討中の「石綿新法」の充実など被害者救済措置と被害発生・拡大の防止措置をとることを求めています。

(本文は、http://www.osakaben.or.jp/main/info/2005/2005_0922.htmlをご参照下さい)

催事のお知らせ シンポジウム「河川管理と住民参加」

日弁連は、1995年10月に開催した第38回人権擁護大会において、「河川行政の転換を求める決議」を採択しましたが、そこで求めた住民参加は、1997年の河川法改正で、河川整備計画の策定段階に採り入れられました。

そこで、河川法の改正によって河川管理における住民参加は進んでいるのかを検証し、さらには、川と人とのより良い関係を築く流域管理はいかにあるべきなのか、議論します。

皆さまのご参加をお待ちしています。

日時：2005年12月3日(土) 午後1時～6時

場所：大阪弁護士会館6階

主催：日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会、大阪弁護士会

参加：予約不要・無料

問い合わせ先：日弁連人権第二課 TEL 03-3580-9512

(詳細は、<http://www.nichibenren.or.jp/jp/event/051203.html>をご参照下さい)

【発行日】

2005年10月7日

【発行】

日本弁護士連合会

公害対策・環境保全委員会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3

Tel 03-3580-9841

Fax 03-3580-2866

*この印刷物は再生紙を使用しています